

大阪市（消）告示第3号

消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第5項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

大阪市消防長 橋 口 博 之

1 防火対象物の所在地

大阪市東住吉区桑津1丁目28番4号

2 防火対象物の名称

オザワ工業株式会社

3 命令を受けた者の氏名

オザワ工業株式会社 代表取締役 大滝 圭一

4 命令事項

上記場所において、安全が確認されるまでの間、危険物第四類第一石油類の詰替え作業を行わないこと。

5 命令年月日

令和6年4月10日

（消防局予防部予防課）